

2022 年 3 月 23 日 第 1.2 版

核融合科学研究所

プラズマシミュレータ作業班

プラズマシミュレータシステム利用規程

第 1 条 この規程は、核融合科学研究所が管理・運営するプラズマシミュレータシステム（スーパーコンピュータシステム）の利用について、必要な事項を定めるものである。

（利用目的）

第 2 条 プラズマシミュレータシステムの利用は、プラズマ・核融合に関する共同研究を推進することを目的とする。

2 申請された研究課題に対して、核融合科学研究所共同研究委員会（以下、「共同研究委員会」という。）の審査によって、それぞれの目的が承認される。プラズマシミュレータシステムは、その承認された目的のために用いるものとする。

（利用資格）

第 3 条 プラズマシミュレータシステムを利用できる者は、共同研究委員会によって認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国内の大学、高等専門学校又は大学共同利用機関の専任の教員及びこれに準ずる者
- (2) 文部科学省が所管する機関(前号に規定する機関を除く。)に所属し研究を行う者
- (3) 学術研究又は学術振興を目的とする国又は地方公共団体が所管する機関(前 2 号に規定する機関を除く。)に所属し、専ら研究に従事する者
- (4) 学術研究を目的とする国内の機関(前 3 号に規定する機関を除く。)で、かつ、共同研究委員会がプラズマシミュレータシステムの利用を適当と認める機関に所属し、専ら研究に従事する者
- (5) 国内の民間企業その他法人(第 1 号から前号までに規定する機関に該当する法人を除く。以下「民間企業等」という。)に所属し、第 1 号から第 4 号までに規定する機関との契約により、学術研究を目的とする共同研究の研究協力者として、当該研究に参加し、専ら研究に従事する者
- (6) 国内の民間企業等に所属し、学術研究を目的とした公的研究費の交付を受けて、学術研究を行う者（前号に該当する者を除く。）
- (7) 国内の民間企業等に所属する者(第 5 号及び前号に規定する者を除く。)のうち、学術研究を目的とする共同研究の研究協力者として当該研究に参加し、共同研究委員会がその利用を適当と認めたもの

(8) 第1号に規定する者から研究指導を受ける学生・大学院生

2 海外機関に所属する者の利用は原則として認められない。ただし、海外機関に所属する者であっても、核融合科学研究所に滞在する期間に限って利用を認められる場合がある。

3 外国為替及び外国貿易法（外為法）上の非居住者に該当するものについては、別途細則で定める通り、事前に該非判定が実施されなければ、プラズマシミュレータシステムを利用できない。

4 上記の利用資格を確認するための規程について、別途設ける場合がある。

（利用の申請）

第4条 プラズマシミュレータシステムを利用しようとする者は、所定のログインID登録申請書を数値実験炉研究プロジェクト研究総主幹（以下、「プロジェクト総主幹」と言う。）に提出するものとする。

2 ログインID登録を申請する者は、プラズマシミュレータ共同研究課題の研究代表者もしくは研究協力者に限るものとする。

（利用の承認）

第5条 前条のログインID登録申請を受け付け、プロジェクト総主幹が承認したときは、承認を得た者（以下「利用者」という。）に、ログインIDを付す。

（利用者コード）

第6条 利用者は、ログインIDおよびパスワードを適切に管理し、不正利用の防止に努めなければならない。

2 利用者は、自身に与えられたログインIDを第三者に使用させてはならない。

3 複数の利用者が、同一のログインIDを使用してはならない（所謂使い回しの禁止）

4 同一の利用者が、複数のログインIDを取得あるいは使用してはならない。

5 ログインIDが発行されていない者は、いかなるログインIDでの使用も不可とする。

（変更の届出）

第7条 利用者は、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに、核融合科学研究所研究支援課 研究支援係に届け出なければならない。

（利用承認の取消等）

第8条 プロジェクト総主幹は、プラズマシミュレータシステムの運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、該当する利用者の利用を直ちに停止し、利用者またはその利用者が属する課題の研究代表者に利用方法の改善を指示することができる。

2 利用者またはその利用者が属する研究課題の研究代表者が、前項の指示に従わない場合、

または次の各号に該当したときは、共同研究委員会はその者のプラズマシミュレータシステム利用承認を取り消し、または、一定期間利用資格を停止させることができる。

- (1) 第2条に規定する利用目的以外にプラズマシミュレータシステムを利用した場合
- (2) 第3条の利用資格を喪失した場合
- (3) 短時間に著しく頻繁にシステムにアクセスを繰り返すなど、プラズマシミュレータシステム運営に重大な支障を与えた場合
- (4) 第3条第3項および関連する細則で定める該非判定に関わる手続きにおいて、十分な情報提供をしなかった場合、また、不正確な情報を提供した場合

(成果公表)

第9条 利用者は、プラズマシミュレータシステムの利用による研究等の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に核融合科学研究所のプラズマシミュレータシステムを利用した旨を明記しなければならない。

2 利用者は、プラズマシミュレータシステムの利用による研究等の成果を論文等により公表するときは、核融合科学研究所の論文情報システム NAIS (<http://article.nifs.ac.jp/article/center>) への当該論文等の登録を行わなければならない。この際に、利用設備として「PS」を選択すること。

3 プラズマシミュレータ共同研究に基づく成果は、原則として、毎年度開催のプラズマシミュレータシンポジウムで報告をすること。

(免責事由)

第10条 核融合科学研究所は、利用者へのシステムの提供については最善を尽くすが、利用者がプラズマシミュレータシステムを利用したことにより被った損害、その他プラズマシミュレータシステムに関連して被った損害について一切の責任及び負担を負わない。

2 核融合科学研究所は、利用者への予告無しにプラズマシミュレータシステムの運用を中断・停止することができる。

(安全保障輸出管理（利用者の該非判定）)

第11条 プラズマシミュレータには、安全保障輸出管理による規制が適用され、そのため外国為替及び外国貿易法（通称「外為法」）に従った利用者の該非判定が義務づけられている。そのための規程については、別途定めるものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、プラズマシミュレータシステムの利用に関し必要な事項は、プロジェクト総主幹が定める。システム利用上の技術的な事項等については、細則で規定する。